

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

性別にかかわらず、すべての社員が仕事と家庭の両立を実現し、能力を最大限に発揮し活躍できる環境の実現を目指し、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間

2026年4月1日から2030年3月31日までの4年間

2. 目標と取組内容

<女性活躍推進法に基づく目標と取組内容>

①管理職に占める女性の割合を8.5%以上とする

- 管理職候補者層の拡大に向けた研修プログラムの実施（キャリア意識の醸成、自律型人材の育成）
- 女性活躍に向けた理解促進と意識改革（アンコンシャスバイアス教育、ダイバーシティマネジメント教育等）
- 多様な働き方を促進するための総合職の運用見直し

②年次有給休暇の取得を促進し、全社の有給休暇取得率を65%以上とする

- 有給休暇取得推奨日の設定や休暇制度の見直し等による取得促進

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標と取組内容>

①性別にかかわらず家庭参画できる環境を整備し、男性育児休業取得率を50%以上とする

- 性別役割分担意識の払拭と相互理解の促進に向けた研修の実施
- 育児休業取得を促進するための措置の実施

②フルタイム労働者一人当たりの平均時間外労働時間を月30時間未満とする

- 人員配置基準や評価制度等の見直しによる長時間労働の是正